

平成 27 年 8 月 7 日

厚生労働省健康局長 新村 和哉 殿

都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会 議長
堀田 知光がん対策を加速し、全国のがん医療水準の向上を実現するための
都道府県がん診療連携拠点病院の体制整備に関する提案

平成 27 年 6 月に「第 2 期がん対策推進基本計画」の中間評価が取りまとめられ、全体目標に掲げられた「がんによる死亡者の減少（75 歳未満の年齢調整死亡率の 20% 減少）」の達成が困難であるという予測が示されました。本目標の達成には、全国のがん医療水準の向上が必須であり、各都道府県でがん医療の均てん化の推進に向けて中核的に取り組む都道府県がん診療連携拠点病院の役割はより一層重要となります。

平成 26 年 1 月に厚生労働省が示した「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」において、都道府県がん診療連携拠点病院は「都道府県がん診療連携協議会」を設置し、多くの役割を担うことが定められました。この役割を実現していくために、都道府県がん診療連携拠点病院の体制を整備していくことが不可欠です。そのため、平成 26 年 7 月に本連絡協議会から厚生労働省に対して、都道府県がん診療連携拠点病院が担う様々な事務局機能を果たすために必要な人材配置ができるよう、適切な財政措置を行うことを要望いたしました。しかしながら、その要望への対応はなされておらず、都道府県がん診療連携拠点病院に必要な体制整備は実現しておりません。

平成 27 年 7 月に開催された「第 8 回都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会」において、都道府県がん診療連携拠点病院が果たすべき事項として求められている都道府県内のがん診療に関する連携体制の構築、診療支援や研修の実施、情報の収集・解析・発信、相談支援センターの利用者調査等の各種調査、PDCA サイクルの確保、都道府県がん診療連携協議会の事務局の運営等について話し合われました。しかし、これらの事項について、各都道府県がん診療連携拠点病院が現在の体制で取り組むことは困難です。今後、がんによる死亡者を減少させ、がんとともに生きることが地域医療を全国で実現していくた

めに、全都道府県がん診療連携拠点病院の総意として、今回改めて要望を提出いたします。

また、患者が安全に高度で先駆的な治療を受けるためには、標準治療を確立することや長期的な安全性を確認するための多施設共同臨床研究を実施することが必要です。しかし、都道府県がん診療連携拠点病院であっても、医師主導の臨床試験を支援する臨床研究コーディネーター（CRC）の配置は不十分であることから、がん診療連携拠点病院に期待されている臨床研究を実施していくための体制が十分に整備されているとは言い難い状況にあります。

平成27年6月に開催された「がんサミット」において、安倍総理大臣の指示により塩崎厚生労働大臣が示した「がん対策を加速するための3つの柱」の中にもあるように、がんについての治療と研究を推進し、がん患者の死亡を減少させていくことが、わが国のがん対策において重要な課題です。国民病である「がん」を克服し、世界に誇る健康長寿大国を確立するために、以下の対策を実現するようお願いいたします。

記

1. 都道府県がん診療連携拠点病院の事務局機能を充実させる必要があり、この業務に専従的に関わる人材配置が不可欠です。その事務局機能を担う人材を配置できるよう、国において適切な財政措置を行うことを要望します。
2. 都道府県がん診療連携拠点病院が医師主導臨床試験を進めていくにあたり、配置が不可欠なCRCを雇用することができるよう、国において適切な財政措置を行うことを要望します。

以上